

雇児発 0331 第 24 号
平成 28 年 3 月 31 日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律の一部施行及びそれに伴う関係政省
令の改正について (通知)

このたび、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律」(第 4 次地方分権一括法)(平成 26 年法律第 51
号。以下「改正法」という。)の一部の施行に伴い、「児童福祉法施行令及び地
方自治法施行令の一部を改正する政令」(平成 28 年政令第 34 号。以下「政令」
という。)及び「児童福祉法施行規則及び厚生労働省組織規則の一部を改正する
省令」(平成 28 年厚生労働省令第 51 号。以下「省令」という。)を本日施行し
たところである。

その改正の内容は下記のとおりであり、十分御了知の上、貴管内の関係者
に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう配意願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項
の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 改正法の概要について

事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成 25 年 12 月 20 日閣議
決定)に基づき、以下の権限について、厚生労働大臣から都道府県知事に移譲
することとし、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の一部を改正するもの。

- ・保育士に係る養成施設の指定
- ・保育士に係る養成施設に対する報告の要求、指導及び検査

2. 政令の概要について

改正法の一部の施行に伴い、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）の一部について、以下のように改正するもの。

（1）児童福祉法施行令の一部改正（政令第 1 条関係）

- ① 指定保育士養成施設の指定権限等が厚生労働大臣から都道府県知事に移譲されることに伴い、指定を受けようとする際に提出する申請書の提出先、当該申請書の記載事項変更の届出先等について、厚生労働大臣から都道府県知事に変更する。
- ② 都道府県の事務のうち児童相談所設置市が処理する事務から、指定保育士養成施設の指定等を除くものとする。

（2）地方自治法施行令の一部改正（政令第 2 条関係）

都道府県の事務のうち指定都市及び中核市が処理する事務から、指定保育士養成施設の指定等を除くものとする。

3. 整備省令の概要について

改正法の一部の施行に伴い、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）及び厚生労働省組織規則（平成 13 年厚生労働省令第 1 号）の一部について、以下のように改正するもの。

（1）児童福祉法施行規則の一部改正（省令第 1 条関係）

- ① 指定保育士養成施設の指定権限等が厚生労働大臣から都道府県知事に移譲されることに伴い、児童福祉法施行規則第 6 条の 2 に規定する指定権限について、地方厚生局長等から都道府県知事に変更する。
- ② 指定養成施設に係る読替規定について、読替前の指定保育士養成施設に係る規定が改正されることに伴い、必要な改正を行う。
- ③ 厚生労働大臣の権限の地方厚生局長等への委任規定について、当該権限が都道府県知事に移譲されることに伴い、当該委任規定を削除する。

（2）厚生労働省組織規則の一部改正（省令第 2 条関係）

指定保育士養成施設の指定権限等が厚生労働大臣から都道府県知事に移譲されることに伴い、地方厚生（支）局の所掌事務から当該指定等の事務に係る規定を削除する。

4. 施行期日

改正法、政令及び省令については、改正法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（平成 28 年 3 月 31 日）から施行するものであること。

本件担当：

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 企画調整係

TEL：03-5253-1111（代表）内線 7928